

# 改正建築基準法の一部が、9月25日に施行されました

## ◆ 建築基準法等の改正に伴う主な注意点

### 道路の位置の指定の申請（省令第9条）

道路の位置の指定の申請の際、この道路の基準に適合するように**管理する者の承諾書**とこれに関する印鑑証明書等も添付してください（県規則第14条・改正後の県規則様式第15号）。

※9月24日以前に申請したものであっても、道路の位置の指定がされていない場合、道路築造工事完了届の提出時又はそれ以前に、この承諾書の提出が必要です。

### 接道規制の適用除外の認定（法第43条第2項第1号）

敷地が幅員4m以上の農道等に2m以上接する、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅は、新たに特例認定制度も適用することができることとなりました。

詳しくは、「建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準」をご確認ください。

### 宅配ボックス設置部分の容積率規制の合理化

#### （政令第2条第1項第4号・第3項第6号）

**宅配ボックス設置部分**について、建築物の用途や設置場所によらず、一定の範囲内で容積率規制の対象外となりました。

### 老人ホーム等の容積率規制の合理化（法第52条第6項）

**老人ホーム等**について、共同住宅と同様に、共用の廊下・階段の床面積が容積率規制の対象外となりました。

### 日影規制の適用除外に係る手続の合理化

#### （法第56条の2第1項ただし書後段・政令第135条の12第1項・第2項）

日影規制を適用除外とする特例許可を受けた建築物について、一定の位置及び規模の範囲内で増築等を行う場合には、再度特例許可を受けることが**不要**となりました。

- 参考ホームページ（国土交通省）

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000097.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000097.html)

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house06\\_hh\\_000162.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000162.html)

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house06\\_hh\\_000163.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000163.html)

- 詳細については、建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及び建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則をご確認ください。



兵庫県  
Hyogo Prefecture

